

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、国府一丁目土地区画整理事業について換地処分を行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和8年6月12日

上越市長 小菅淳一

記

1. 換地処分の年月日

令和8年6月12日

2. 換地処分の効力が生ずる年月日

令和8年6月13日